

## 落札業者の方へ

松江県土整備事務所 契約業務課

TEL : 0852-32-5721

契約に当たっては、次の書類を確認のうえ、お越してください。

契約の締結は、落札決定通知後、7日以内に行なわなければなりません。

様式は下記の島根県ホームページ URL からダウンロードしてください。

### ● 契約前後の提出書類

提出書類	様式番号	提出時期等	提出先
建設リサイクル法に基づく「説明書」		①契約前に監督職員に提出してください。 ②監督職員が確認した後に契約締結となります。 ※仕様書で建設リサイクル法対象の有無が「無」となっている場合は不要です。	監督職員 ↓ 契約業務課
契約保証金		請負対象額（予定価格）が500万円以上の工事で必要となります。	契約業務課
法定外労災保険の確認書類		契約締結後、速やかに	監督職員
工事着工について（届） （添付書類あり）	様式第28号	契約締結後、7日以内 まとめて提出してください。	監督職員
工程表	様式第2号の1		
請負代金内訳書の提出省略届	様式第12号		
建設業退職金共済組合 掛金収納書届出書（減免理由書）		契約締結後1か月以内	監督職員
施工体制台帳、 作業員名簿 等	様式例1～5	下請負契約締結後、着手までに	監督職員

※ 建設リサイクル法第12条第1項に基づく「説明書」の電子データは、島根県技術管理課ホームページ（以下「HP」）の「様式一覧」からダウンロードできます。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji\\_info/recycle/yousi3.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/recycle/yousi3.html)

※ その他、契約関係様式、施工関係様式、施工関係参考様式等の電子データは、島根県技術管理課HPの「島根県公共工事共通仕様書 様式集」からダウンロードできます。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji\\_info/shiyousho/kouji\\_yousiki.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/kouji_yousiki.html)

また、松江県土整備事務所HPの「契約業務課からのお知らせ」からもダウンロード可能です。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/kikan/matsue\\_kendo/kennsetu\\_gyousha.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/kikan/matsue_kendo/kennsetu_gyousha.html)

- 契約保証金の納付について  
契約保証金を「現金」で納付される場合は、あらかじめ連絡してください。(Tel.0852-32-5721)
  
- 技術者の適正な配置について
  1. 契約金額が、4,000万円以上（建築一式の場合は、8,000万円以上）の場合は、契約毎に専任の主任技術者の配置が必要です。他の工事現場との兼任はできません。  
※ただし、近接工事の場合は認められる場合がありますので、ご相談下さい。  
※増額変更契約により専任の技術者配置となる場合もありますので、ご注意ください。
  2. 下請契約の合計金額が、4,500万円以上（建築一式の場合は、7,000万円以上）の場合は、専任の監理技術者の配置が必要です。
  3. 建設業法上の営業所の専任技術者は、現場専任の主任技術者又は監理技術者になることができませんので、ご注意ください。  
現場専任を必要としない工事の場合は、別途ご相談下さい。
  4. 現場代理人については、契約約款で現場常駐を求めているため、複数工事での兼務はできません。  
※ただし、近接工事の場合やR3災害対応に係る工事の場合等は認められる場合がありますので、ご相談ください。
  
- 工事着工について（届）について  
次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) **現場代理人**：常勤性を証明する次のいずれかの書類の写し
    - ① 健康保険被保険者証（表紙部分）の写し
    - ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
    - ③ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
  
  - (2) **配置技術者**：上記(1)の書類及び資格証明書又は実務経験証明書等の写し  
簡易型一般競争入札の場合は、入札申請時に届け出た配置技術者と同一の方でなければなりません。
  
- 請負代金内訳書の提出省略届について  
書類簡素化のため、従来の請負代金内訳書に代わり、令和4年4月1日以降に公告・指名通知する工事について、提出が必要です。
  
- 施工体制台帳等について  
下請負契約を締結したら下請工事着手までに提出してください。ただし、建設工事に該当しない委託業務等の場合は、警備会社との下請負契約についてのみ、所定の書類を提出する必要があります。
  
- コリンス登録について  
請負代金が500万円以上の工事については、コリンス（CORINS：工事实績情報データベース）への実績データ等の登録が必要です。